入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年2月14日
独立行政法人労働者健康安全機構
契約担当役　理事　亀澤　典子
◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14
○営第３号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　旭労災病院新棟整備工事
⑶　工事場所　愛知県尾張旭市平子町北61番地
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる施設の改築を行うものである。
1）新営建物
①新病院棟
敷地面積　43,139.33㎡
構造　鉄骨造地上５階
地下１階建て
建築面積　4,313.06㎡
延べ面積　17,419.90㎡
建物用途　病院
工事種目　新築１棟
電気設備　新設一式
暖冷房衛生設備　新設一式
工作物　新設一式
②消火ポンプ室
構造　鉄筋コンクリート造
平屋建て
建築面積　26.00㎡
延べ面積　26.00㎡
建物用途　消火ポンプ室
工事種目　新築１棟
電気設備　新設一式
暖冷房衛生設備　新設一式
工作物　新設一式
③マニホールド室
構造　鉄筋コンクリート造
平屋建て
建築面積　11.76㎡
延べ面積　11.76㎡
建物用途　マニホールド室
工事種目　新築１棟
電気設備　新設一式
暖冷房衛生設備　新設一式
工作物　新設一式
④車椅子駐車場上屋
構造　鉄骨造平屋建て
建築面積　72.71㎡
延べ面積　72.71㎡
建物用途　駐車場
工事種目　新築１棟
2）外構
①新病院外構
イ　囲障
ロ　屋外排水設備
ハ　舗装
アスファルト舗装
インターロッキング舗装
駐車区画線
ニ　雑工作物
駐輪場上屋
擁壁
設備基礎
防火水槽
配管トレンチ
屋外サイン
ホ　植栽
ヘ　整地、造成
以上新設一式
②既存本館棟他とりこわし跡地外構
イ　囲障
ロ　屋外排水設備
ハ　舗装
アスファルト舗装
インターロッキング舗装
駐車区画線
ニ　雑工作物
渡り廊下上屋
擁壁
設備基礎
屋外サイン
ホ　植栽
ヘ　整地、造成
以上新設一式
3）改修建物
①第７病棟
構造　鉄筋コンクリート造
地上３階建て
建築面積　987.79㎡
延べ面積　2,844.98㎡
建物用途　病院
工事種目　改修一式
4）とりこわし
①カルテ庫他先行解体
②本館棟他既存建物解体
⑸　工期　平成32年５月29日まで。指定部分１　⑷のうち、１）①、②、③及び４）①は平成31年１月31日　指定部分２　⑷のうち、２）①は平成31年３月29日
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約7,300㎥、鉄筋約940ｔ、鉄骨約2,100ｔ、板ガラス約1,300㎡
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成28年10月17日改正）」に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を配置すること。
2　競争参加資格
2－1　異工種建設工事共同企業体　次の条件を満たす異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年２月14日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役から旭労災病院新棟整備工事に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　工事種別が建築一式工事、電気工事又は管工事とする異なる工事（以下「工種」という。）を担当する構成員からなる異工種ＪＶであること。
⑵　各工種間は協定書に基づく分担であること。なお、異工種ＪＶの構成員のうち一者が複数の種別の工事を実施すること、また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。
⑶　構成員の数は、各工種ごとに２以内であること。
⑷　全ての構成員について、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
⑸　全ての構成員について、厚生労働省から平成27・28年度有資格者名簿［建設工事］のうち東海・北陸ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
⑹　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成27・28年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑸の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。
①　建築一式工事　1,200点
②　電気工事　1,100点
③　管工事　1,100点
⑺　全ての構成員について、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑻　各工種の構成員は、①から③に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成14年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一工事でなくてもよい。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。
①　建築工事　工事に携わる構成員は、工事種別が建築一式工事の有資格業者であって、次の条件を満足する工事を元請けとして施工した実績を有すること。
ア　建物用途　病院
構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
階数　地上４階建て以上
建物規模　延べ面積10,000㎡以上
工事内容　新営工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）